

大学任期付専任教員任用規程

2015年10月29日制定

2016年5月26日改正

2018年5月24日改正

2022年5月26日改正

2024年5月23日改正

2017年2月23日改正

2018年10月25日改正

2023年3月23日改正

2025年2月27日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律82号。以下「任期法」という。）第5条第2項の規定に基づき、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する専任教員（以下「任期付専任教員」という。）の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「任期付専任教員」とは、任期法第5条第1項に基づいて任用された教員をいう。

(任期付専任教員を任用できる組織等)

第3条 任期法第4条第1項の規定により、任期付専任教員の職種、職位、任期、再任等に関する事項については、別表に定めるとおりとする。

2 前項に該当しない任期付専任教員については、個別の規程の定めるところによる。

(資格)

第4条 前条第1項の規定により、任期付専任教員として任用される者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本学に関わる先端的、学際的又は総合的な教育研究の分野若しくは方法の特性にふさわしい優れた知識、実務経験及び教育能力を有する者

(2) キリスト者（プロテスタント）又は本学がキリスト教主義大学であることに理解のある者

(契約期間)

第5条 任期付専任教員を任用する場合の契約期間は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第1項に基づき、3年とする。ただし、労働基準法第14条第1項第1号及び労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第356号）の定めるところにより、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有するものは、5年とする。

2 前項の規定により契約期間3年で契約した任期付専任教員は、本学が必要と認めた場合、第3条に定める任期の残余期間について契約を更新することができる。

(周知)

第6条 この規程を定め、又は改正したときは、本学ホームページ等により、広く周知を図るものとする。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学任期付専任

教員任用規程施行細則及び別表に掲げる学内関連規程の定めるところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、2015年10月29日から施行する。
- 2 この規程の施行前に既に外国人契約教員及び嘱託教員である者の職位、任期、再任等については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2016年5月26日から施行する。
- 2 この規程の改正前に既に外国人契約教員及び嘱託教員である者の職位、任期、再任等については、第3条第1項関係別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年5月24日から施行し、2018年5月1日から適用する。
- 2 2014年4月1日付けで音楽学部演奏学科及び音楽研究科演奏専攻に嘱託教員として採用されていた者で、2019年3月31日付けで任期満了となるものは、改正後の別表(第3条第1項関係)の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、2018年10月25日から施行する。
- 2 大学情報センター規程(2017年6月14日改正以前)の第4条第1項に規定するセンター教員については、第3条第1項関係別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2022年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 大学情報センター担当嘱託教員任用規程(2018年10月18日制定。以下「任用規程」という。)は、2023年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2024年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 2 大学音楽学部嘱託教員任用規程(2002年2月26日制定)は、2025年3月31日をもって廃止する。

別表（第3条第1項関係）

職種	職位	任期 (上限)	再任・昇任の可否	学内関連規程
学科所属 契約教員	教授 准教授 助教	5年	再任：不可 昇任：可	大学学科所属契約教員 任用規程
外国語 契約教員	教授 准教授 助教	5年	再任：不可 昇任：可	大学外国語契約教員 任用規程
嘱託教員 (語学教育担当)	講師	5年	再任：不可	大学語学教育担当嘱託教員 任用規程
嘱託教員 (留学生担当)	講師	5年	再任：不可	大学留学生担当嘱託教員 任用規程
嘱託教員 (学修サポート センター担当)	講師	5年	再任：不可	大学学修サポートセンター 担当嘱託教員任用規程